

令和3年4月

お客さま各位

佐賀信用金庫

ご返済終了後の融資契約書について

平素は佐賀信用金庫をご利用いただき誠にありがとうございます。

さて、当金庫では「ご返済終了後の融資契約書」につきまして、従来、お客さまへご返却しておりましたが、令和3年4月12日(月)以降のご返済終了分からご返却せず、当金庫で保管（5年間）し、保管期間経過後に責任をもって破棄させていただく取扱いに変更させていただくことになりましたのでお知らせいたします。

なお、不動産担保設定等に関する書類につきましては、不動産担保解除の登記等が必要になりますので、従来どおり「取扱店」からご返却させていただきます。

また、返却を希望される場合は、お手数ですが「取扱店」にお申し付けください。

ご不明な点等ございましたら「取扱店」にお尋ねください。

以 上

《令和3年4月12日以降当金庫で保管させていただくご返済終了後の融資契約書》

・消費資金契約書

個人ローン契約書（フリーローン、マイカーローン等）

カードローン契約書

無担保住宅ローン契約書

